

秋田県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例(昭和四十七年秋田県条例第十三号)の一部を次のように改正する。
第二条中「一件につき千五百円」を「許可の申請に係る一通行経路ごとに二百円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十八号

秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県砂利採取業者登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第一百一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「三万七千円」を「三万七千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十九号

秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例

(秋田県建築基準条例の一部改正)

第一条 秋田県建築基準条例(昭和三十五年秋田県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改める。

第十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

(秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百八号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中「(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、同表十一の項中「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項又は第十四項」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)」を「容積率」に改め、同表十二の項を削り、同表十三の項中「建築面積の敷地面積に対する割合(以下「建ぺい率」という。)」を「建ぺい率」に改め、同項を同表十二の項とし、同表中十四の項を十三の項とし、十五の項を十四の項とし、十六の項を十五の項とし、同表十七の項中「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同項を同表十六の項とし、同表中十八の項を十七の項とし、十九の項を十八の項とし、同項の次に次のように加える。

十九 法第五十七条の二第一項の規定による特例容積率適用地区における建築物の容積率に関する特例の指定の申請

二万七千円

別表二十一の項中「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表三十の項中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改め、同表三十一の項中「総合的設計による」を削り、「二で」を「一又は二で」に改め、同表三十三の項中「総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの」を「面積が一定規模以上である一団地の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する」に、「二で」を「一又は二で」に改め、同表三十四の項中「容積率又は各部分の高さの」を「各部分の高さ又は容積率に関する」に改め、同表三十五の項中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同表三十六の項中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「容積率又は各部分の高さ又は容積率」に改め、同表三十七の項中「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に改め、同表三十八の項中「複数建築物」を「一の敷地とみなすこと等」に改め、同表四十の項中「の規定において」を「において」に改め、「(電動ダムウェーターにあっては、四千円)」及び「(電動ダムウェーターにあっては、三千円)」を削り、同表四十一の項中「の規定において」を「において」に改め、「(電動ダムウェーターにあっては、八千円)」を削り、同表四十二の項及び四十三の項中「第二項の規定」を「第二項」に改め、同表四十四の項中「の特例」を「に関する特例」に改め、同表四十五の項中「の制限の」を「に関する」に改める。

(市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部改正)

第三条 市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第八十五第二十七号(九)中「第五十二条第九項、第十項及び第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項及び第十四項」に改め、同号(十)を削り、同号中(十)とし、(十一)を(十)とし、(十二)を(十一)とし、(十三)を(十二)とし、(十四)を(十三)とし、同号(十五)の次に次のように加える。

(九) 法第五十七条の二第一項の規定による建築物の容積率に関する特例の指定の申請の受理

別表第八十五第二十七号(九)中「第四項」を「第五項」に改め、同号(十)中「複数建築物」を「一団地の建築物」に改め、同号(十一)中「複数建築物の容積

率等」を「一団地の建築物の各部分の高さ等」に改め、同号(註)中「同一敷地内認定建築物」に改め、同号(註)中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「容積率等」を「各部分の高さ等」に改め、同号(註)中「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に改め、同号(註)中「複数建築物に関する特例」を「一の敷地とみなすこと等」に改め、同号(註)及び(註)中「の特例」を「に関する特例」に改め、同表第二十八号中「同法第六条第一項第四号に掲げる建築物」を「同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物」に改め、「市町村」の下に「(建築審査会を設置する市町村を除く。)」を加え、同号の次に次のように加える。

二十九 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、第二十七号(一)、(二)及び(四)から(六)までに掲げるもの(同号(一)、(四)、(九)(同法第五十二条第十四項(同項第二号に該当する場合に限る。))の規定による申請に係るものに限る。)、(七)、(八)、(九)から(十一)まで、(十二)及び(十三)に掲げる事務にあっては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。)

建築基準法第九十七条の二第一項の建築主事を置く市町村(建築審査会を設置する市町村に限る。)

附 則

この条例は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十号

秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例

秋田県土地開発基金条例(昭和四十四年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三十三億三千四百七十七万二千元」を「二十三億三千四百七十七万二千元」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県条例第四十一号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号中「のうち」を「その他の職員で」に改め、同条第三項第一号中「二万円」を「四万円」に改める。

第二十八条の七の見出しを「(勤務時間及び休日、休暇等)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二十八条から前条までに規定するもののほか、職員の勤務時間については、県立学校職員の例によるものとする。

附則第五項を削る。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年秋田県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(昇給停止に関する経過措置)」を付し、同項中「この条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(附則第五項に規定する県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める職員以外の職員に対する)」を削り、「おける改正後の条例」を「おけるこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例」に、「同表」を「、同表」に改め、同項後段を削る。

附則第三項を削る。

附則第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第三項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「の各号」を削り、同項第三号中「第二十八条の七」を「第二十八条の七第二項」に改める。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県条例第四十二号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例(昭和三十七年秋田県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号(一)中「四、〇八〇人」を「三、九九四人」に改め、同号(二)中「三〇一人」を「二九三人」に改め、同号(三)中「三七人」を「三五人」に改め、同号(四)中「三〇七人」を「二九八人」に改め、同条第二号(一)中「二、四三二人」を「二、三四一人」に改め、同号(二)中「一三七人」を「一三六人」に改め、同号(三)中「一三人」を「二人」に改め、同号(四)中「一三七人」を「一三六人」に改める。

第二条第一号(一)中「二、五八三人」を「二、五三三人」に改め、同号(二)中「一一五人」を「一一二人」に改め、同条第二号(一)中「一三八人」を「一三〇人」に改め、同号(二)中「二一人」を「一〇人」に改める。

第四条第一号中「七七九人」を「八二人」に改め、同条第二号中「七八人」を「七二人」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十三号

秋田県文化財保護条例の一部を改正する条例

秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十八条第二項」を「第一百八十二条第二項」に、「我が国文化」を「我が国の文化」に改める。

第二十条第一項中「第五十六条の三第一項」を「第七十一条第一項」に改める。

第二十一条第五項中「第五十六条の三第一項」を「第七十一条第一項」に改め、同条第七項中「、又は」を「又は」に改める。

第二十六条第一項中「有形の民俗文化財(法第五十六条の十第一項)」を「有形の民俗文化財(法第七十八条第一項)」に、「無形の民俗文化財(法第五十六条の十第一項)」を「無形の民俗文化財(同項)」に改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

第二十七条第五項中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第三十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に改める。

第三十五条第二項中「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に改め、同条第三項中「第五条第二項」を「第五条第二項」に、「第五条第四項」を「同条第四項」に改める。

第三十九条第一項及び第四十条第四項中「第八十三条の七第一項」を「第四百四十七条第一項」に改める。

第四十四条中「第百五条第一項」を「第百九十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県立スポーツ会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十四号

秋田県立スポーツ会館条例の一部を改正する条例

秋田県立スポーツ会館条例(昭和五十三年秋田県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県スポーツ科学センター条例

第一条中「科学的研究」を「医科学的研究」に改め、「普及振興」の下に「及び競技力の向上」を加え、「秋田県立スポーツ会館(以下「スポーツ会館」を「秋田県スポーツ科学センター(以下「センター」に改める。

第二条第一項中「スポーツ会館」を「センター」に、「得なければ」を「受けなければ」に改め、同条第二項を削る。

第六条及び第七条を削る。

第五条中「スポーツ会館」を「センター」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条中「スポーツ会館」を「センター」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第三条 秋田県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。